



みとよ子ども 未来応援計画

平成30年3月
香川県三豊市

はじめに



平成 28 年国民生活基礎調査によりますと、子どもの貧困率は 13.9%で前回調査時より 2.4 ポイントと改善傾向にあるものの 7 人に一人の子どもが貧困状態にあり、これまで見えにくかった子どもの貧困状態が少しずつ明らかとなるにつれ、社会問題として取り上げられるようになりました。

三豊市におきましても、将来を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことのできる環境を整えるとともに、教育の機会均等を図ることを目指し、「みとよ子ども未来応援計画」を策定いたしました。

この計画では、「三豊市総合計画」や「みとよ すくすくサポートプラン」など、関連計画との連携を図りながら、子どもの貧困対策に資する取り組みについて改めて整理するとともに、基本理念を「三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てるすべての子どもの可能性を育むまち」とし、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援を推進してまいります。

今後は、本計画に基づき、地域全体で子どもたちを支える体制の構築、広報・啓発の推進、関係機関が連携した包括的な支援体制の整備、子どもの居場所づくりなどを検討するとともに、子どもを見守り育む取り組みを行う団体を積極的に支援してまいります。子どもたちが「どうせ自分なんか」という言葉を使わず、夢や希望を持ち、成長できる社会の実現に向けた取り組みを展開してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、熱心にご審議賜りました三豊市子どもの貧困対策検討委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました各種団体の皆さま、市民の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

三豊市長 山下 昭 史

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
(1) 社会情勢の変化と国の動向	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	4
第2章 貧困の現状	5
第1節 全国における子どもの貧困の状況	5
第2節 三豊市における子どもの貧困の状況	6
(1) 統計データからみた三豊市の状況	6
(2) 子どもの未来応援アンケート調査による実態把握	10
(3) 関係団体等調査による実態把握	14
第3章 基本的な考え方	15
第1節 基本理念と施策の方向性	15
(1) 基本理念	15
(2) 施策の方向性	15
第2節 施策の展開	16
(1) 教育支援	16
(2) 生活支援	20
(3) 就労支援	27
(4) 経済的支援	28
第4章 計画の推進体制と進行管理	30
第1節 地域全体で支える体制の構築	30
第2節 広報・啓発の推進	30
第3節 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	30
第4節 子どもの居場所づくりなどの検討	31
第5節 計画の進行管理	31
第6節 子どもの貧困に関する指標	31
第7節 事業一覧	33
第5章 資料	35
1 子どもの貧困対策の推進に関する法律	35
2 子供の貧困対策に関する大綱（概要）	39
3 三豊市子どもの貧困対策検討委員会委員名簿	41

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

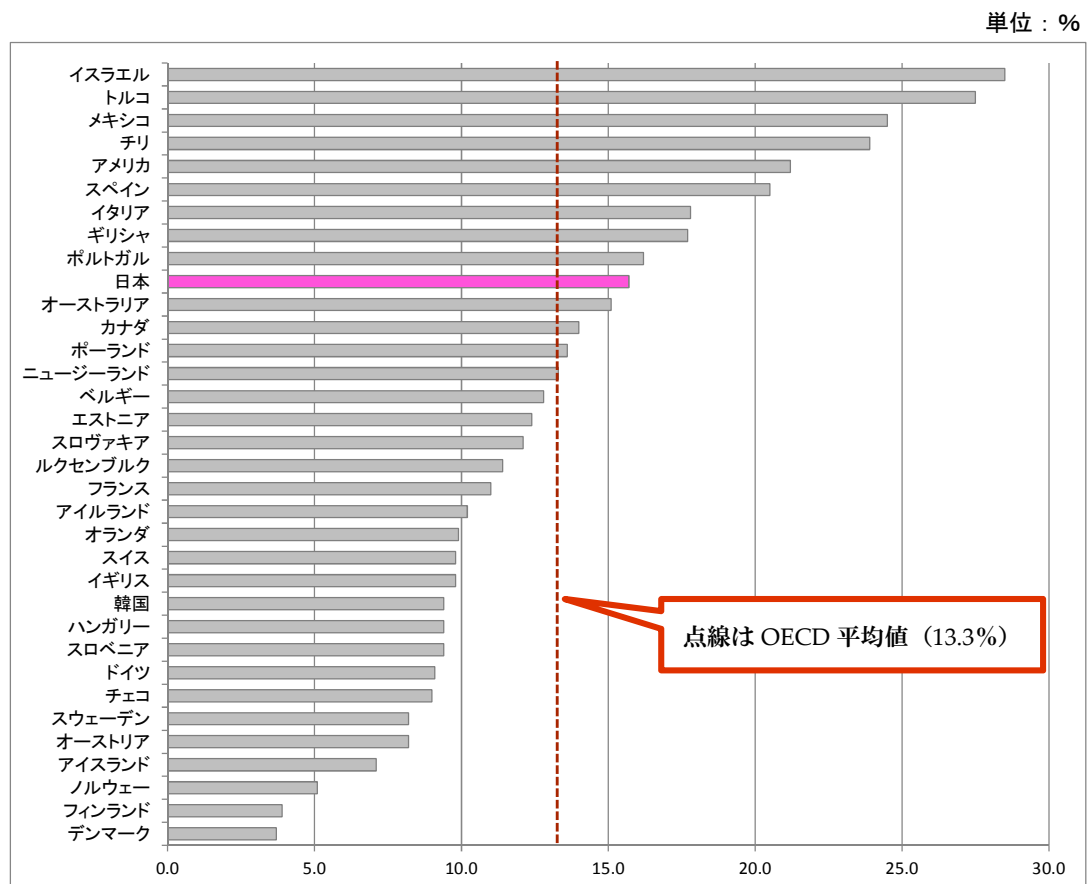
(1) 社会情勢の変化と国の動向

①子どもの貧困の社会問題化

日本においては、これまで様々な社会保障制度が展開され、社会全体で人々の暮らしを守り、個人の尊厳を守るためのサービスを展開してきました。一方で、そうした社会保障制度の狭間で孤立し、必要なサービスを受けることができない人が少なくないことも明らかになり、社会問題の1つとして取り上げられるようになりました。

そうした中で、親等の保護下にあるため、見えにくかった子どもの貧困状態が少しずつ明らかになりました。「平成27年版子ども・若者白書」によると、子どもの相対的貧困率は1990年代半ばからおおむね上昇傾向にあり、平成24年には16.3%^{※1}（約6人に1人）であるとされています。2010年のOECD加盟国の子どもの貧困率と比較すると、日本は34か国中25位（昇順）と、先進国の中でも比較的高い水準にあります。

■子どもの貧困率の国際比較（2010年）■

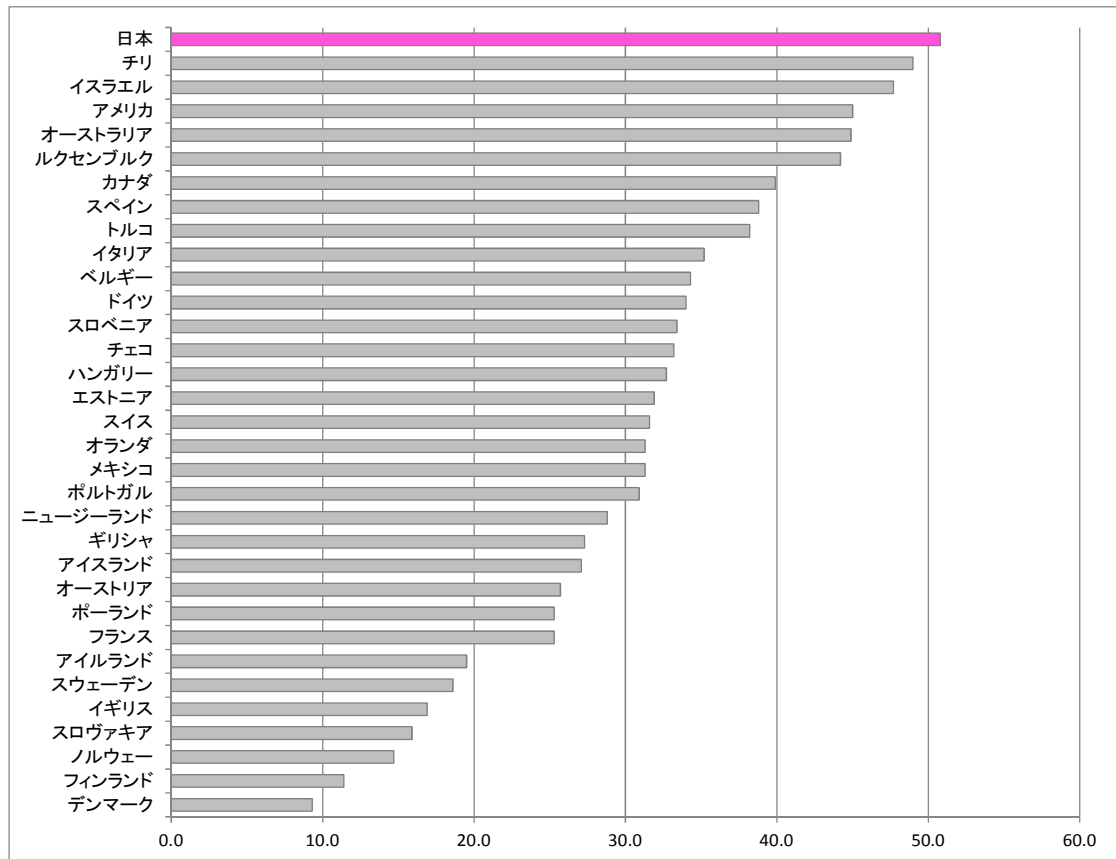


資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書」

※1 「平成28年 国民生活基礎調査」では、平成27年の「子どもの貧困率」は13.9%となり改善が見られた。

■子どもがいる世帯の相対的貧困率（大人が1人）（2010年）■

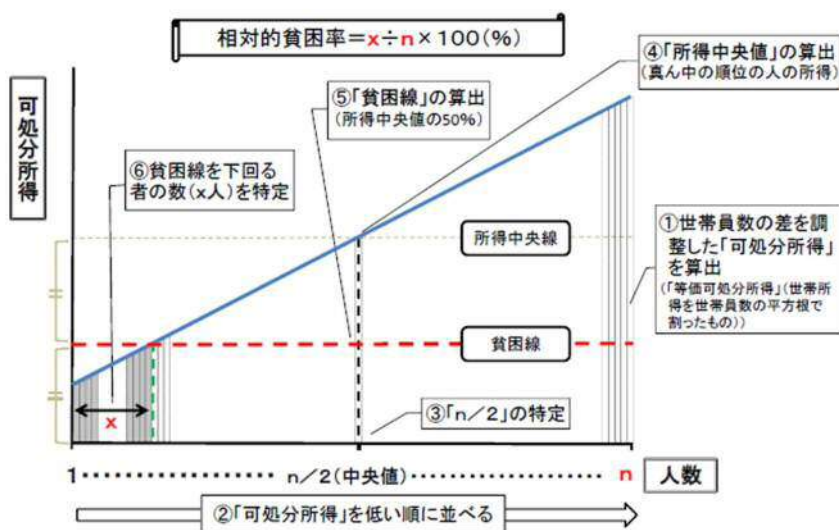
単位：％



資料：内閣府「平成26年版子ども・若者白書」

※韓国は統計上の値がないため図表から除外されている。

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合（50％が一般的。いわゆる「貧困線」）を下回る所得しか得ていない者の割合。



（問1）相対的貧困率の算出方法を教えてください。

（答1）国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。

これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。

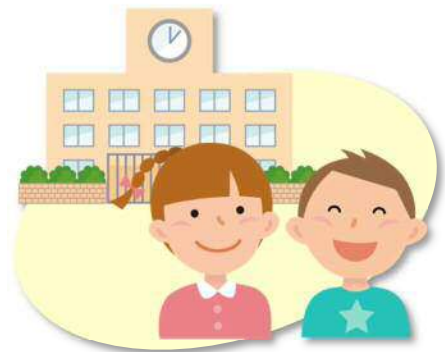
「国民生活基礎調査（貧困率） よくあるご質問」より

②子どもの貧困対策の法制度化

子どもの貧困問題の解決に向けた取り組みを進めるため、平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。本大綱の中では、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」こと、また、「全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する」ことが、目的及び理念として掲げられています。

また、香川県においても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定められている「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」として、「香川県子どもの貧困対策推進計画」を定め、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できるかがわづくり」を基本目標に、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

本市においても、国や香川県の動向を踏まえつつ、子どもの貧困対策の総合的な推進を図ることにより、将来を担う子どもが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望をもって健やかに成長していくことのできる環境を整えとともに、教育の機会均等を図ることを目指します。



本計画は、「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえ、香川県の「子どもの貧困対策推進計画」をはじめ、「三豊市総合計画」や「三豊市子ども・子育て支援事業計画」など、関連計画との連携を図りながら、子どもの貧困対策に資する取り組みについて改めて整理するとともに、本市としての基本目標や施策の方向性、計画期間における施策について示すものです。

```
graph TD; A[三豊市総合計画] --> B[三豊市地域福祉計画]; B --- C[三豊市地域福祉活動計画]; B --> D["第2期次世代育成支援行動計画  
子ども・子育て支援事業計画  
(みとよ すくすく子育てサポートプラン)"]; D <--> E[みとよ子ども未来  
応援計画]; D --> F["三豊市健康増進・食育推進計画"]; D --> G["三豊市高齢者福祉計画  
介護保険事業計画"]; D --> H["三豊市障害者計画  
三豊市障害（児）福祉計画"]; E <--> I["子どもの貧困対策に関する大綱"]; I --> J[香川県子どもの貧困対策推進計画];
```

三豊市総合計画

三豊市地域福祉計画

三豊市地域福祉活動計画

連携

第2期次世代育成支援行動計画
子ども・子育て支援事業計画
(みとよ すくすく子育てサポートプラン)

みとよ子ども未来
応援計画

連携

三豊市健康増進・食育推進計画

三豊市高齢者福祉計画
介護保険事業計画

三豊市障害者計画
三豊市障害（児）福祉計画

子どもの貧困対策に関する大綱

香川県子どもの貧困対策推進計画

本計画の期間は平成 30 年度（2018 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 5 年間とします。また、毎年評価を行うこととし、平成 34 年度（2022 年度）には本計画の見直しを行います。

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 33 年度 (2021 年度)	平成 34 年度 (2022 年度)

第2章 貧困の現状

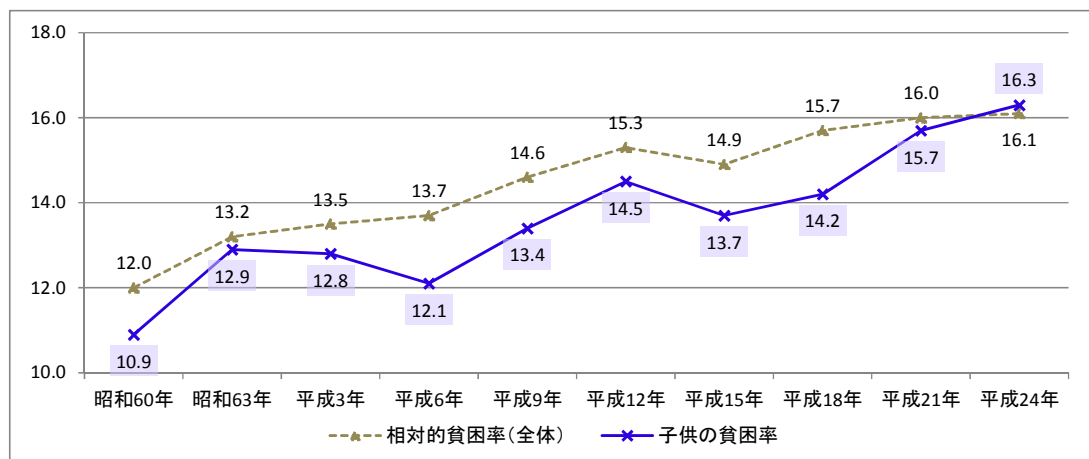
第1節 全国における子どもの貧困の状況

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」によると、相対的貧困率は年々増加傾向にあり、昭和60年から平成24年までに4.1ポイント増加しています。子どもの貧困率※2をみると、5.4ポイント増加しており、より貧困な子どもが増えていることがわかります。

また、子どもがいる現役世帯では、微増傾向がみられますが、「大人が1人」と「大人が2人以上」の世帯の間には40ポイントから50ポイントほどの差があり、特に「大人が1人」の世帯が苦しい生活状況にあることがうかがえます。

■子どもの貧困率の推移■

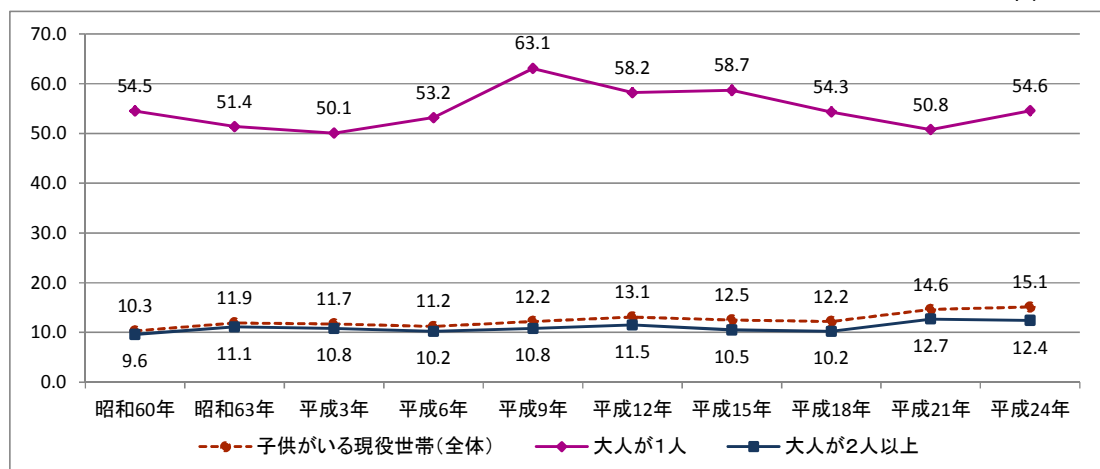
単位：％



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

■子どもがいる現役世帯の貧困率の推移■

単位：％



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※2 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。

第2節 三豊市における子どもの貧困の状況

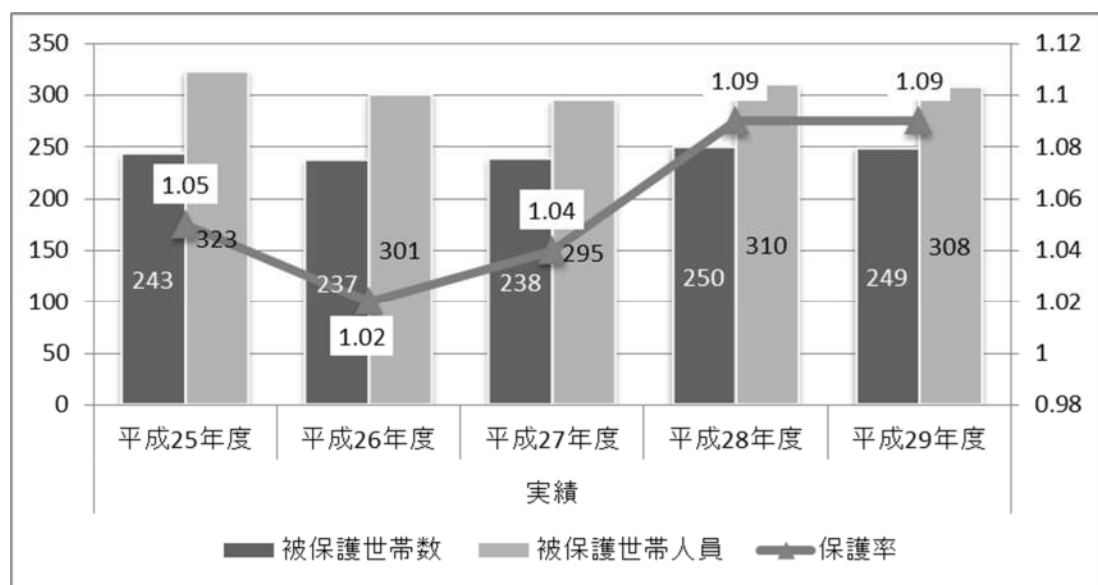
(1) 統計データからみた三豊市の状況

①生活保護の状況

三豊市の被保護世帯数と被保護世帯人員数は、近年増加傾向で推移しています。平成29年度の被保護世帯数は249世帯で、被保護世帯人員は308人となっています。被保護世帯の子ども数は24人となっています。

■三豊市の生活保護の状況■

単位：世帯、人、%



資料：福祉課

※ 各年度3月1日時点の推計人口から引用。

※ 各年度3月分報告の数字

平成29年度については4月分報告の数字

■三豊市の生活保護に関する指標の推移■

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
被保護世帯数（世帯）	243	237	238	250	249
被保護世帯人員数（人）	323	301	295	310	308
保護率（%）	1.05	1.02	1.04	1.09	1.09
被保護世帯の子ども数（人）	30	36	28	25	24
市全体の世帯数（世帯）	23,190	23,283	22,802	22,907	22,938

資料：福祉課

※ 市全体の世帯数は、各年度3月1日時点の推計人口から引用。

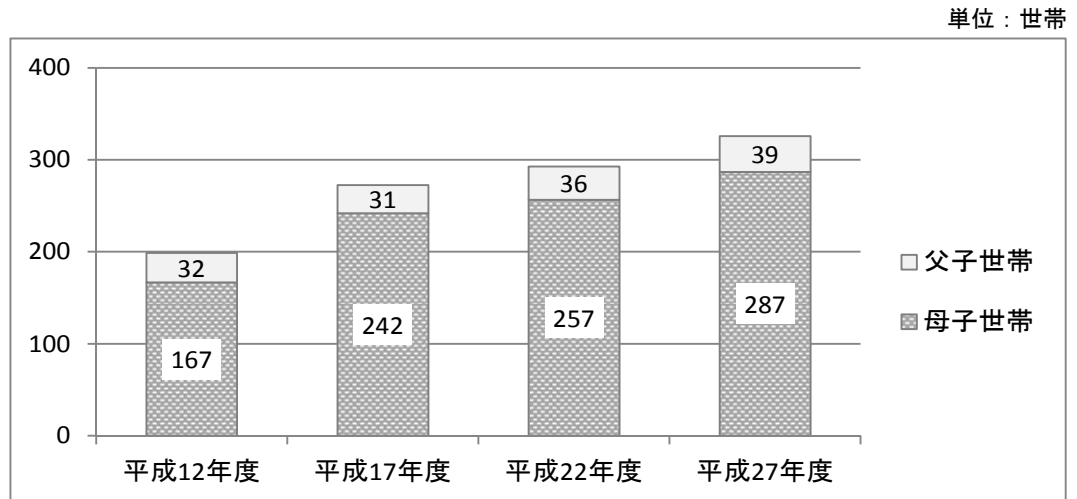
※ 各年度3月分報告の数字

平成29年度については4月分報告の数字

②ひとり親家庭の状況

三豊市の母子世帯数、父子世帯数はともに増加傾向にあります。特に母子世帯の増加率が大きく、平成12年度には167世帯でしたが、平成27年度には287世帯と約1.7倍となっています。

■三豊市のひとり親家庭数の推移■



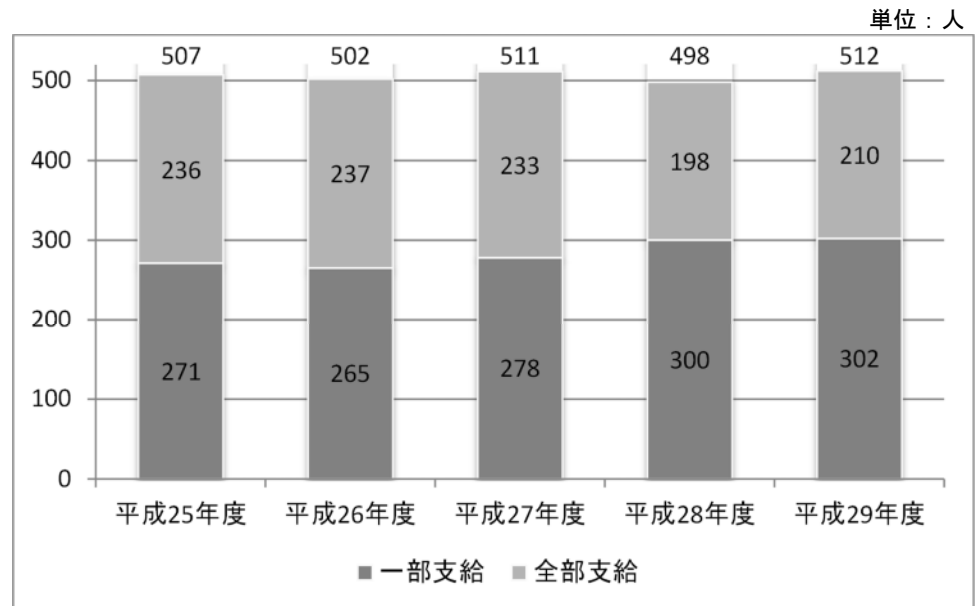
資料：国勢調査

※ひとり親家庭（世帯）：配偶者のいない女子または配偶者のいない男子とその扶養を受けている児童（満20歳未満であって、未婚の者）で構成されている家庭



また、三豊市の児童扶養手当受給者数をみると、500人前後で推移しています。一部支給者は300人前後、全部支給者は200人前後で推移しています。全部支給者の平均所得については、376,972円となっており、経済的に非常にきびしい状況だということがわかります。

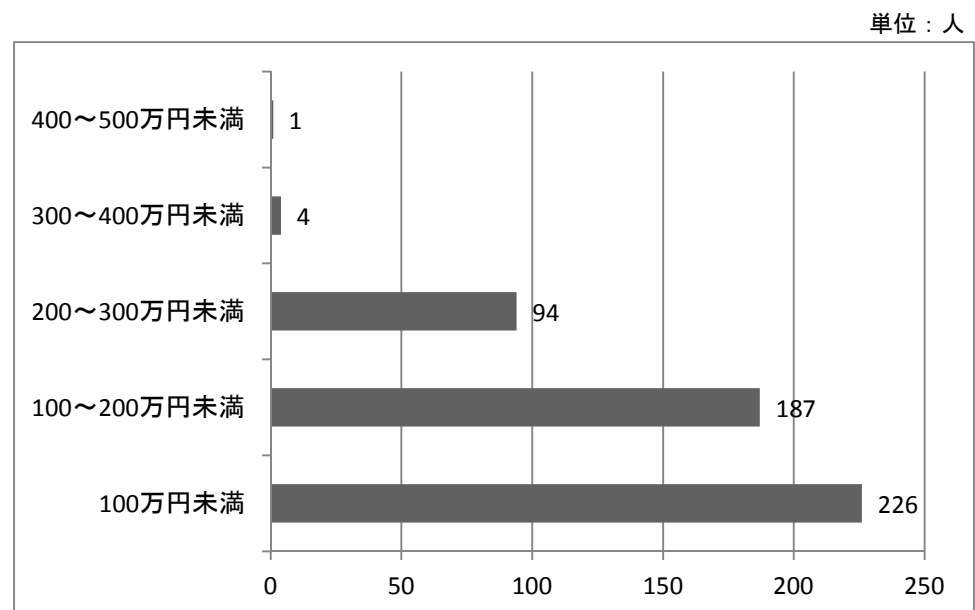
■三豊市の児童扶養手当受給者数の推移■



資料：子育て支援課

※ 各年度3月31日現在の数字。平成29年度については11月30日現在の数字。

■三豊市の児童扶養手当受給者の所得■



資料：子育て支援課

児童扶養手当受給者の
平均所得

支給区分	所得(円)
全部支給	376,972
一部支給	1,633,595

平成29年11月時登録データ

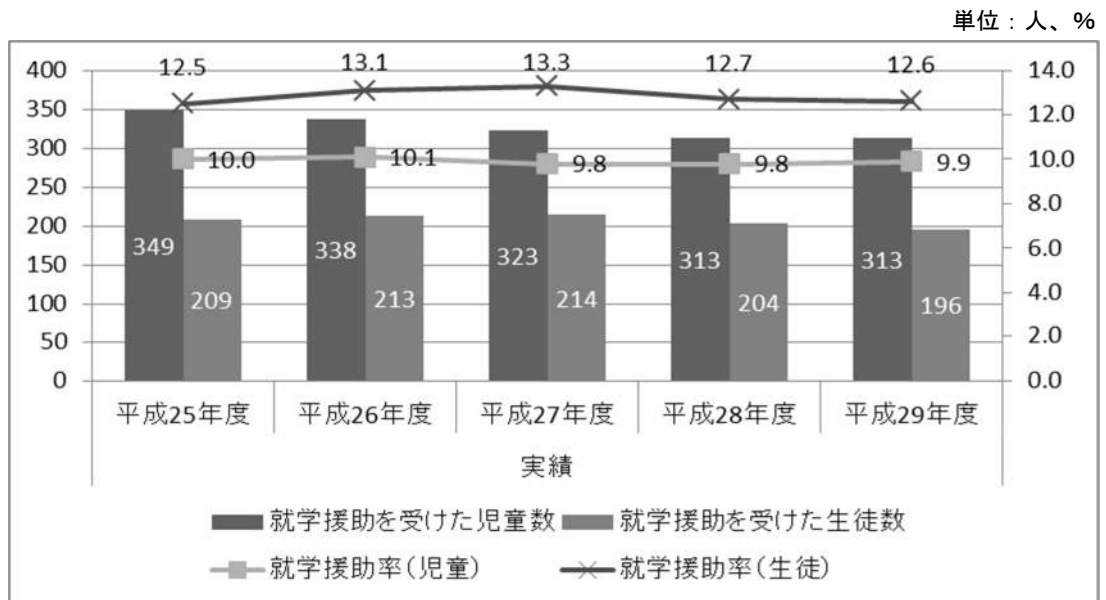
※ 平成29年11月30日現在の数字。

※ 所得＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）

③就学援助費の受給者数の推移

三豊市の就学援助費受給者数の推移をみると、児童数・生徒数ともに、近年はほぼ横ばいで推移しています。

■就学援助費受給者数の推移■



資料：学校教育課



(2) 子どもの未来応援アンケート調査による実態把握

香川県では、平成27年8月に策定した「香川県子どもの貧困対策推進計画」に基づいて、県内の子どもの生活状況、貧困実態を把握するとともに、支援制度の利用状況や問題点を明らかにするため、平成28年に「香川県子どもの未来応援アンケート調査」を実施しました。

本計画の策定にあたって、本調査の結果から本市に居住する回答者を抽出して統計分析を行い、基礎資料の1つとしています。

調査の実施状況は以下の通りです。

■図表 調査の実施状況■

調査対象	香川県内の小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者			
配布数 及び 回収数		配布数	回収数	有効回収率
	小学1年生	2,133	1,195	56.0%
	小学5年生	2,163	1,086	50.2%
	中学2年生	2,362	1,197	50.7%
	合計	6,658	3,478	50.2%
抽出法	住民基本台帳を基に無作為抽出			
調査方法	郵送による配布・回収			
調査時期	平成28年9月7日～9月23日			
調査地域	香川県全域			

資料：香川県子どもの未来応援アンケート調査報告書

本調査で回収された調査票のうち、三豊市在住者による回答は211票でした。三豊市在住者により回答された211の調査票を再集計し、本計画の策定のための基礎資料として扱います。

調査対象	三豊市内の小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者			
配布数及び 回収数		配布数	回収数	有効回収率
	合計	432	211	48.9%

①生活困難世帯の判定について

本調査では、世帯全体の年間の可処分所得を聞いています。その額(各選択肢の中央値)を基に世帯人数で調整した額(等価可処分所得)を算出し、122万円未満の世帯を「生活困難世帯」としました。122万円は、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」において推計された相対的貧困基準(いわゆる「貧困ライン」)です。

		全 体	非生活困難世帯	生活困難世帯	不明
学 年 別	全 体	211	175	18	18
	(上段:件、下段%)	100.0	82.9	8.5	8.5
	小学1年生	66	54	7	5
	(上段:件、下段%)	100.0	81.8	10.6	7.6
	小学5年生	69	58	6	5
	(上段:件、下段%)	100.0	84.1	8.7	7.2
	中学2年生	76	63	5	8
	(上段:件、下段%)	100.0	82.9	6.6	10.5

②1週間の朝ごはんの回数

問2 あなたの家庭では、1週間にどれくらい、お子さんに朝ごはんを用意しますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



- 「毎日」が圧倒的に多い(92.9%)。「まったく用意しない」は1.4%。
- 「毎日」と回答している割合は非生活困難世帯では県と三豊市ではほぼ変わらないが、生活困難世帯ではn数が少ないものの、県平均より10%以上低くなっている。

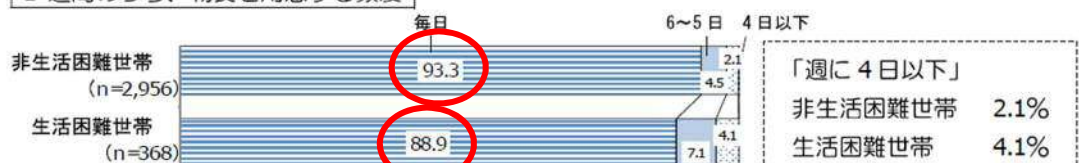
		全 体	毎 日	週 に 6 日	週 に 5 日	週 に 4 日	週 に 3 日	週 に 2 日	週 に 1 日	ま っ た く 用 意 し な い
全 体	計	211	196	7	4	-	1	-	-	3
	(上段:件、下段%)	100.0	92.9	3.3	1.9	-	0.5	-	-	1.4
	非生活困難世帯	175	166	4	2	-	1	-	-	2
	(上段:件、下段%)	100.0	94.9	2.3	1.1	-	0.6	-	-	1.1
	生活困難世帯	18	13	2	2	-	-	-	-	1
	(上段:件、下段%)	100.0	72.2	11.1	11.1	-	-	-	-	5.6
上 記 が 不 明	18	17	1	-	-	-	-	-	-	-
	(上段:件、下段%)	100.0	94.4	5.6	-	-	-	-	-	-

(香
川
県)

◆ 非生活困難世帯と生活困難世帯の比較

(単位:%)

1週間のうち、朝食を用意する頻度



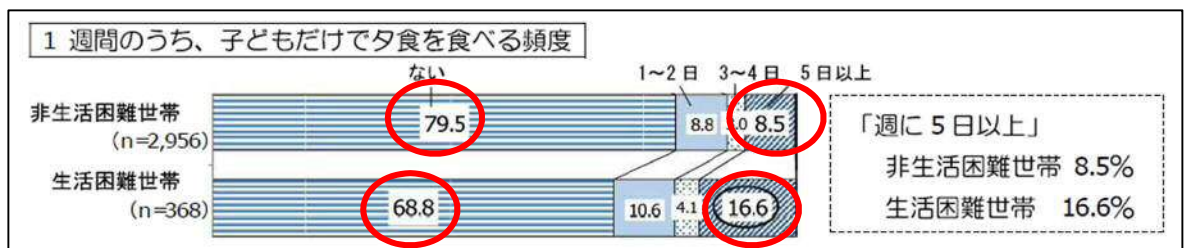
③ 1週間の子どもの孤食（晩ごはん）の回数

問4 あなたの家庭では、1週間にどれくらい、お子さんだけ（または、お子さんとお子さんの兄弟姉妹だけ）で晩ごはんを食べますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 「まったくない」は82.0%。「毎日」は2.8%となっている。
- 「まったくない」と回答している割合は、県平均では非生活困難世帯と生活困難世帯で10%以上の差が見られるが、三豊市ではどちらも約8割で県平均より高い。また、「週に5日以上」では、県平均より低く、どちらも5%以下になっている。

		全 体	毎 日	週 に 6 日	週 に 5 日	週 に 4 日	週 に 3 日	週 に 2 日	週 に 1 日	ま っ た く な い	無 回 答
全 体	計	211	6	-	4	1	3	8	15	173	1
	(上段:件、下段%)	100.0			4.7	0.5	1.4	3.8	7.1	82.0	0.5
	非生活困難世帯	175	6	-	2	1	3	6	13	143	1
	(上段:件、下段%)	100.0			4.5	0.6	1.7	3.4	7.4	81.7	0.6
	生活困難世帯	18	-	-	1	-	-	1	1	15	-
	(上段:件、下段%)	100.0			5.6	-	-	5.6	5.6	83.3	-
	上記が不明	18	-	-	1	-	-	1	1	15	-
	(上段:件、下段%)	100.0			5.6	-	-	5.6	5.6	83.3	-

(香川県)



④ 学習塾や習い事の状況

問8 お子さんは、学習塾や習い事に通っていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- 「通っている」は74.4%となっている。生活困難世帯では「通っている」割合は50.0%にとどまっている。

		全 体	通 っ て い る	通 っ て い な い
全 体	計	211	157	54
	(上段:件、下段%)	100.0	74.4	25.6
	非生活困難世帯	175	135	40
	(上段:件、下段%)	100.0	77.1	22.9
	生活困難世帯	18	9	9
	(上段:件、下段%)	100.0	50.0	50.0
	上記が不明	18	13	5
	(上段:件、下段%)	100.0	72.2	27.8

⑤将来の進学方針

問9 希望としては、お子さんを将来どの学校まで進学させたいと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



●「大学または大学院」が 58.8%で最も多い。生活困難世帯では「大学または大学院」を希望する人は 38.9%にとどまる。

		全 体	中学校	高等学校	高等専門 学校 (高専)	専門学校 (専修学 校、各種 学校)	短期大学	大学また は大学院
全 体	計	211	—	40	7	32	8	124
	(上段：件、下段%)	100.0	—	19.0	3.3	15.2	3.8	58.8
	非生活困難世帯	175	—	27	6	26	4	112
	(上段：件、下段%)	100.0	—	15.4	3.4	14.9	2.3	64.0
	生活困難世帯	18	—	6	1	3	1	7
	(上段：件、下段%)	100.0	—	33.3	5.6	16.7	5.6	38.9
	上記が不明	18	—	7	—	3	3	5
	(上段：件、下段%)	100.0	—	38.9	—	16.7	16.7	27.8

⑥進学の際の心配事

問10 問9で選んだ学校に進学させる際、もっとも心配なことは何ですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



●「金銭的な負担」が最も多く 52.6%。生活困難世帯では 83.3%となっている。

		全 体	学 力	金 銭 的 な 負 担	進 学 先 の 選 択	特 に な い	わ か ら な い	そ の 他	無 回 答
全 体	計	211	55	111	32	5	3	4	1
	(上段：件、下段%)	100.0	26.1	52.6	15.2	2.4	1.4	1.9	0.5
	非生活困難世帯	175	50	89	27	4	1	3	1
	(上段：件、下段%)	100.0	28.6	50.9	15.4	2.3	0.6	1.7	0.6
	生活困難世帯	18	1	15	2	—	—	—	—
	(上段：件、下段%)	100.0	5.6	83.3	11.1	—	—	—	—
	上記が不明	18	4	7	3	1	2	1	—
	(上段：件、下段%)	100.0	22.2	38.9	16.7	5.6	11.1	5.6	—

(3) 関係団体等調査による実態把握

三豊市内で子どもを対象とした支援を行っている団体や事業所等を対象に、アンケートを実施しました。普段の業務、活動の中で把握される三豊市内の子どもの貧困状況について把握するとともに、各団体等で実施している子どもへの支援や行政に求める支援などを調査しています。調査結果の概要は以下の通りです。

種別	調査より把握された内容
貧困状態にある子どもの保護者の特徴	ひとり親家庭（離婚、未婚など）
	就労していない、もしくは不安定な就労をしている
	金銭管理ができない（金銭感覚の欠如）
	家の中が片付いていない
	保護者自身が貧困状態で育ったなどにより問題意識が低い
	子どもの面倒を十分に見ていない
	連絡がつきにくい
	精神疾患や他の障害を抱えている
貧困状態にある子どもの特徴	必要な持ち物が揃わない
	生活リズムが不安定で、学習や生活に影響がある
	子ども自身にお金が使われていない（服装等の身なりなど）
	進学先の選択肢が少ない
	朝食の欠食（定期的な食事がとれていない）
	自己肯定感の低さ
	不登校や高い欠席率
	不衛生
その他のシグナル	援助を希望する相談が学校教育課、子育て支援課に提出されたことがある
	子どもが自身の空腹を知らせる
	光熱水費の滞納
	小学校では給食費、学級費等の滞納がシグナルとして把握される
その他	個人情報保護の観点から、家庭の経済状況を把握するなどは難しい
	学校や外部団体にとっては、個人情報保護が大きな壁となり、実態把握ができない
	自ら貧困であることを相談するケースが少なく、経済状態が把握できない
	支援を望まないケースがある
	ひとり親家庭が増加傾向にある
	低収入になっているケースがある（非正規雇用等）
	核家族化により、祖父母等の支援を受けることができない
	社会からの孤立化が要因では
求められる支援	貧困家庭の実態の把握
	関係機関（学校、関係部局、地域）による情報連携
	社会からの孤立を防ぐ体制づくり
	受け入れ体制の整備（職員の配置）
	母子家庭等への適切なアプローチ
	経済的支援
	子ども食堂
	学習支援
	居住環境の提供（市営住宅など）
	就労支援
	保護者への啓発

第3章 基本的な考え方

第1節 基本理念と施策の方向性

(1) 基本理念

本市における子どもを取り巻く状況としては、生活保護世帯数の増加や母子・父子世帯の増加などから、厳しくなりつつあることがうかがえます。

アンケート調査結果を見ても、経済的理由等により教育機会や進学機会のチャンスが失われている可能性のある子どもがいることもうかがわれました。

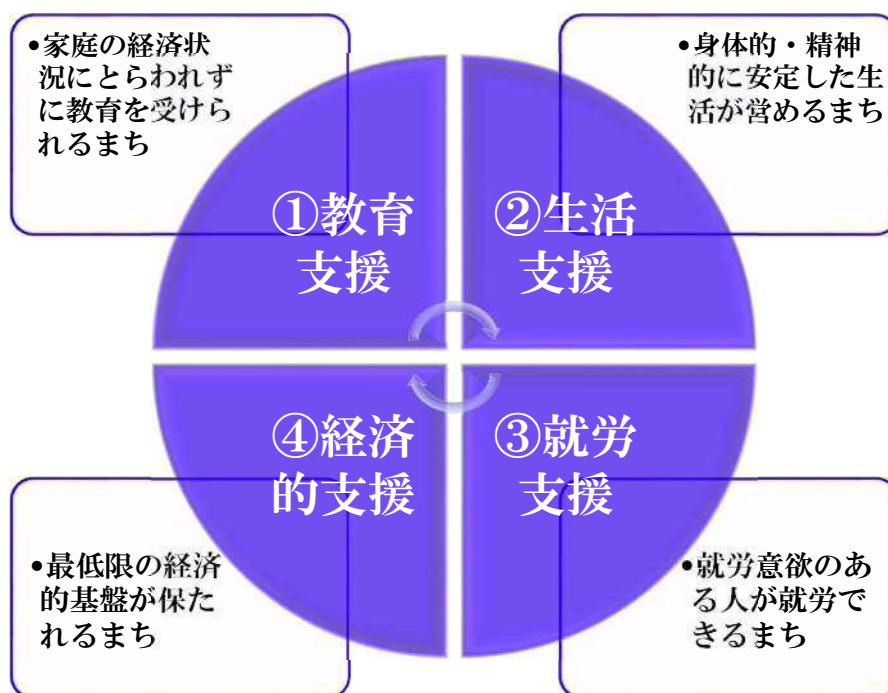
また、関係団体等調査では、貧困を理由に、学校等の欠席率が高くなっていくなどの特徴を指摘する意見も見られます。

こうしたことを踏まえ、本市における子どもの貧困対策として、以下の基本理念を設定し、各種施策を推進していくこととします。

三豊で育ち、三豊が育て、三豊を育てる

すべての子どもの可能性を育むまち

(2) 施策の方向性



第2節 施策の展開

(1) 教育支援

①教育現場における総合的な子どもの貧困対策

ア 施策の方向性

就学前教育及び小中学校等の教育現場において、関係者が互いに連携し、確かな学力と豊かな心の育成に努めながら、いじめ防止対策や相談体制を構築し、総合的に子どもの貧困対策を推進します。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
確かな学力と豊かな心の育成	就学前の子どもたちの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益を保障しながら、豊かな心や人と関わる力を育む保育を行います。	保育幼稚園課
いじめ防止対策等の推進	毎月初めの各学校からの生徒指導状況報告書の提出により、市内のいじめ事案や件数の状況を把握します。	学校教育課
スクールカウンセラー事業	全部で7名のスクールカウンセラーが小学校20校、中学校7校を担当し、計画的に各学校を回り、児童生徒はもとより、保護者、職員のカウンセリングを行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー事業	児童生徒の最善の利益を保証するため、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、学校等においてソーシャルワークを行います。不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働きかけ及び自治体の体制整備への働きかけを行います。	学校教育課
障害児教育の充実	幼稚園では、医師の診断のある幼児に特別支援員が就き、障害に応じて生活や遊びの支援をしています。また、小中学校は、三観地区就学指導委員会の判断により、特別支援学級や通級指導教室で、個別の教育課程による教育を行います。 また、エレベーターやトイレ等、施設面の整備、拡大教科書や音声教材などを取り入れた授業づくりを行います。	学校教育課 保育幼稚園課

主な課題

- スクールカウンセラーは、個人で家庭訪問ができないため、学校の担任及び教頭などと連携し、家庭訪問による保護者の指導などにもあたっているため人数を増やすことで対応するのが今後望まれます。不登校児童生徒や支援の係る児童生徒への関わりも今後大いに必要となることから人員の増加が望まれます。
- 学校、家庭と連携して子ども一人ひとりを見つめて行くことで、教育的支援だけでなく生活支援にもつながって行きます。今後も学校、家庭が連携して子どもたちを見守って行けるよう継続的な調査が必要です。
- 支援者側が情報を発信し家庭からつながれる機会を増やしていく必要があります。また、地域の支援者を増やししながら子どもの地域生活や学校生活が見守れるような環境を作っていく必要もあります。本当に必要な家庭に必要な支援が繋がっていないのが課題です。
- 各園や各学校の実情に応じて、施設面の充実や特別支援員の配慮をする必要があります。障害者手帳や療育手帳を取得している児童・生徒は、様々なサービスや給付を受けられるので、福祉課等とも連携し、その周知等が必要です。

②就学前教育にかかる経済的負担の軽減**ア 施策の方向性**

貧困の連鎖を解消することを目的に、教育費の負担軽減を図ります。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
認可外保育施設保育料の軽減	認可外保育施設に入所する児童の保護者に対し、第2子半額、第3子以降全額の補助を実施し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課
幼稚園・保育施設の保育料の軽減	幼児教育の無償化に向けた取り組みを段階的に推進し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。	保育幼稚園課

主な課題

- 認可保育施設に入りたくても入所できない児童のための受け皿を考えていく必要があります。
- 国・県の軽減措置の動向をみて市独自の措置を講じていく必要があります。
- 平成29年度から三豊市で支給認定を受けて三豊市立幼稚園に通う子どもの保育料を無償化しました。しかし、給食費及び預かり保育料に関しては軽減措置がないため、今後この部分の保護者負担の軽減を子どもの貧困対策として考えていく必要があります。

③就学支援の充実

ア 施策の方向性

義務教育の就学に必要な支援を行うとともに、高校進学に向けた学力向上のための機会提供を図ります。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの補助）を行い、義務教育を円滑に実施します。	学校教育課
子どもの学習支援事業	「低学歴による低所得が差別を再生産する」ことを踏まえ、隣保館及び児童館において地区内児童・生徒に高校進学までの実力を付けさせるとともに、教室とは別環境による学習で交流を深めることを目的として実施します。 (地区内外を問わず受講可としている館有)	人権課

主な課題

- 就学援助費が子どもの就学に必要な費用として利用されるよう、学校と連携して事業を進める必要があります。また、家庭の環境や保護者の就労状況により大きく影響を受ける事業なので、関係各課との情報連携が必要です。

④大学等進学に対する教育機会の提供

ア 施策の方向性

修学の意欲ある子どもを支援します。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
奨学資金の貸付	修学の意欲を持ちながら、家庭の経済的理由により修学することが困難な者に対して学資又は育英上必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、その志を遂げさせ、もって有為な人材の育成を図ることを目的とします。	教育総務課

主な課題

- 経済的理由により修学が困難な者に対し、経済的支援の1つとして実施しています。今後の課題としては、支給額や支給要件について検討する必要があります。

⑤生活困窮世帯等への学習支援及びその他教育支援

ア 施策の方向性

生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援を行います。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
子どもの学習支援事業	貧困の連鎖を防止するために、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の中学3年生に対して学習支援を実施します。支援の方法としては、毎週土曜日の午前中に市内の1会場において大学生や教員OBが自習学習を支援します。	福祉課
自尊心を育てる人権教育事業	保育所、幼稚園において、人権教育紙芝居などの教材集を活用して、子ども自身の自尊感情を育む取り組みを行います。	人権教育課

主な課題

- 学習支援を希望する世帯のニーズを十分把握し、教室の回数や場所を増やす場合には、スタッフや会場の確保、教育委員会や学校との情報連携など、高校進学に向けた一層の取り組みが必要です。

(2) 生活支援

①保護者の生活支援

ア 施策の方向性

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発、子育てに関する支援を総合的に行います。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
養育支援訪問事業	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、ホームヘルパー等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、家事支援その他必要な支援を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。	子育て支援課
子育て短期支援事業	保護者が病気や仕事、育児疲れなどで、一時的に児童の養育が困難になったとき等に、児童福祉施設において、一定期間養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上に努めることを目的とします。	子育て支援課
子育て応援サービス券支給事業	市内在住の3歳に達する日以後の最初の年度末までにある子を養育する者に子育て応援サービス券を交付し、一時預かり・子育てホームヘルプ・ファミサポの利用の際に、料金の支払いに使用できます。 子育て世代の経済的負担を軽減し、もってその家庭の子育て支援を行う目的に寄与します。	子育て支援課
子育てホームヘルプ事業	産前・産後期の家庭に子育てホームヘルパーを派遣し、家事援助・育児補助を行い、子育て家庭の負担軽減を図るとともに、家庭の養育力の育成・向上を支援します。また、児童虐待の未然防止や子どもの養育に支援が必要な家庭の早期発見につなげます。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を行いたい者（まかせて会員）と育児の援助を受けたい者（おねがい会員）を組織化し、会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉向上を図ることを目的とします。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
利用者支援事業	平成28年10月より、子育てに関する相談や、ご家庭のニーズに合わせた情報提供や助言を行い、関係機関へとつなぐことを目的とした事業です。 NPO法人に委託し、子育て支援コーディネーターが様々な相談に対応します。	子育て支援課
幼稚園での預かり保育	預かり保育は、保護者の就労や育児の支援をするため、通常教育時間（8:30～14:00）の前後、長期休業中に保護者の要請に応じて、幼稚園が当該幼稚園の園児を対象に行う保育活動です。保育時間は、7:30～8:30 及び 14:00～18:00 まで行います。家庭生活と連携しながら午睡やおやつの時間を設け、幼児の実情にあった環境を整えます。主に預かり保育担当職員が保育にあたります。 預かり保育料は、どの家庭も一律、月額400円、長期休業中600円。	保育幼稚園課
乳幼児期の教育・保育の充実	幼稚園では、3歳児から5歳児の幼児が就園し、人格形成の基礎となる豊かな心情や、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度を育成し、小学校教育へつなぎます。そのために、教師が一人ひとりの発達や状況に応じた環境や援助を行うように努めます。 どの家庭にも等しく充実した幼児教育が受けられるように、保育料は無償です。	学校教育課 保育幼稚園課
食育の推進	調理することを通して楽しみながら、①食品を選ぶ力、②食べ物の味がわかる力、③料理ができる力、④元気な体がわかる力、⑤食べ物の命を感じる力、この「食育5つの力」を養うことを目標に、食生活改善推進員が地域で中心となり、保育所や幼稚園、小学生に食育を実施します。 おやこ食育（お魚料理教室、幼・保クッキング、親子食育教室）、母子の健康（推進員による集会や訪問による対話）	健康課
地域子育て支援センター事業	家庭で子育てをしている人を対象に、子育てに関する相談や指導、子育てサークル等への支援、また保護者への育児支援を実施することにより、子育て家庭の育児不安の解消に努めます。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
つどいの広場事業	子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場を提供するために本事業を実施し、安心して子育てや子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とします。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の断続的・短時間労働、保護者の疾病や災害等による緊急時の保育、また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、事業を実施します。	子育て支援課
予防接種事業	予防接種法に基づき、定期予防接種及び任意予防接種を行うことで、乳幼児、児童等の感染予防、まん延防止となり、健康保持、公衆衛生の向上につながります。 定期予防接種は無料、任意予防接種のロタは一部助成を行っており、経済的負担の軽減にもなります。	子育て支援課
三豊市愛育会	スローガンに「みんなで子育て愛育会」を掲げ、会員や地域との連携を図り、母子、家族、地域の健康保持・健康増進の普及に努めます。	子育て支援課
のびのび相談・こども相談	発達の気になる子どもや子育てに不安を持つ保護者に対し、臨床心理士、言語聴覚士、児童心理司による個別相談を実施します。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業	小学校就学児童の保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い児童の健全育成を図ることを目的とします。 各小学校単位で放課後児童クラブを設置、指導員を配置し運営を行います。また、適切な団体等にその運営を委託し、放課後児童の健全育成と児童福祉の向上を図り、子どもが安心して豊かな放課後を過ごせる場所を確保し、保護者が安心して就労できる環境をつくり、子育てしやすい街づくりに寄与します。 なお、三豊市放課後児童クラブ条例第8条及び三豊市放課後児童クラブ条例施行規則第11条の規程により生活に困窮している者に保育料の減免を行います。	子育て支援課

主な課題

- 養育力の低い家庭や育児不安を抱える家庭等のなかで、養育支援に加え、貧困につながるおそれのある家庭の早急かつ的確な把握に努め、該当事業の利用につなげていく必要があります。
- 利用できる事業の拡充、対象年齢の延長（撤廃）の検討を行い、より手厚い子育て支援を行うとともに、貧困家庭の経済的支援につなげることを検討していく必要があります。
- 子育て応援サービス券の利用により経済的な支援を行っています。援助者のいない家庭や育児能力の低い家庭、育児不安を抱える家庭など、貧困につながる可能性のあるリスク家庭との関わりがあるので、貧困対策の事業としても実施していくことが必要です。
- 利用料の減免について、条件の拡充について可能性を検討していく必要があります。
- 子育て支援コーディネーターが家庭のニーズに合わせた情報提供を行うことで、家庭の状況がつかみやすく、よりの確なアドバイスを行うことができます。コーディネーターは、予防接種や検診会場または専用電話で対応していますが、相談がない貧困家庭を見つけること、その家庭への対策が課題です。
- 預かり保育の保育料は、所得によらず同一の保育料であるため、今後は状況を把握しながら、貧困家庭への支援をしていく必要があります。また、家庭の就労支援のため3歳児の預かり保育や長期休業中の給食実施について、今後検討していく必要があります。
- 核家族やひとり親家庭が増えたことや、就労率が高くなったことが影響し、育児への不安や関心の薄い家庭が多くなっています。貧困家庭を含むそのような家庭は、基本的な生活習慣が整わない傾向にあるので、各機関と連携し、保護者に対する子育て支援を行う必要があります。
- 保育所や幼稚園など集団生活前の家庭生活において適切な食生活が営まれておらず、発達段階に応じた食習慣が身につけていない場合もあることから、食生活改善推進員が地域を巻き込んで食生活の支援を行うことが求められています。
- 地域子育て支援センターやつどいの広場、一時預かりについては、拠点の少ない地域（市域南部）での拠点充実に取り組み、子育て親子の交流の場を創出していくことが必要です。

②子どもの生活支援

ア 施策の方向性

地域、学校、家庭が相互に連携して、子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進するとともに、子ども食堂の実施等、子どもの居場所づくりを行う民間活力を積極的に支援します。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
食育の推進	朝食の充実を家庭に啓発するとともに、学校給食での食育指導を推進し、地産地消の意識や食の大切さなどを給食時時間のもとより、栄養教諭と学級担任のチームティーチングにより指導します。	学校教育課
子どもの居場所づくり推進事業	公民館や学校・地域が連携して、土曜日に地域伝統体験学習や英会話教室などの子どもたちが安心して学び活動できる講座等を実施し、子どもの成長を支援します。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	公民館を核とした地域が、放課後や週末に防災教室や宿泊学習など子どもたちが安心して活動できる場を確保し、子どもの成長を支援します。	生涯学習課
食の提供と食育	また、保育所・幼稚園等、小・中学校でも栄養教諭による指導や、農業体験等を通じた食育を推進します。	学校教育課 保育幼稚園課
学校給食の実施	学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとして、市内の全ての市立幼稚園、小学校、中学校において学校給食を実施します。	学校給食課

主な課題

- 学校、家庭と連携して子ども一人ひとりの食に対する意識を高めていくことで、未来を生きる児童生徒たちの意識を今後も高められるよう指導を継続させることが必要です。保護者への啓発のための学校通信や食育通信などを充実させることが重要です。
- 地域、学校、家庭と連携して子どもを育てていくことで、教育的支援だけでなく生活支援にもつながっていきます。今後も地域、学校、家庭が連携して子どもたちを育てていける場の設置を検討する必要があります。
- 保育所等における食育を通じて、子どもが「食」と「ふるさと」に感謝する気持ちを育むことが必要です。

③支援する人員の確保等

ア 施策の方向性

児童相談は様々なケースがあり、その背景も複雑な場合が多くなっています。関係機関との連携はもとより、相談員のレベル向上を図ります。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
児童相談事業	児童虐待などの問題を抱える子どもや家庭からの相談に応じ、適切な支援を行うことにより、子どもの福祉を図り、権利を擁護することを目的とします。 児童家庭相談員を雇用し、住民からの相談に応じるとともに、児童虐待などを地域全体で防止するため、三豊市児童対策協議会を設置し、活用することで、子どもに関する問題の解消、児童虐待などの未然防止と早期発見につなげます。	子育て支援課

主な課題

- 児童虐待の背景には家庭の貧困が関わっている事例も多くあります。早急かつ的確な支援を行う必要性があり、支援の中で貧困対策事業の利用を促すようにしていく必要があります。

④その他の生活支援

ア 施策の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、住環境や子育て環境の整備を推進します。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
母子手帳交付及び保健指導事業	母子健康手帳は、母子保健法第16条に「妊娠届出をした者に対して、母子手帳を交付しなければならない」と、規定されています。内容は、厚生労働省により定められていて、母と子の健康と成長の記録であると同時に妊娠と育児に関する育児書にもなっています。保護者や医師他機関が記録し、母子の健康を共有し保健指導や健康診査、予防接種を行います。	子育て支援課

事業名	事業の概要	担当課
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うもので、健診費用 14 回分の助成を行います。 その他、妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活に対するアドバイスを行うとともに、精神的な健康にも留意し、妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの相談にも応じます。	子育て支援課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持・増進のため行います。子育て家庭の状況も把握でき、保護者の心身の変化・健康保持・増進への支援を図ります。	子育て支援課
良好な居住環境の整備	収入が低く、居住場所に困っている方へ低家賃で住居を提供します。対象者には子どもがいる世帯も含まれており、子どもの貧困対策としても機能します。	住宅課
児童館管理運営事業	「児童福祉法」に基づき設置された児童厚生施設であり、児童厚生員が次代を担う児童に対し健全な遊びを通して健康を増進し、情操豊かに育つことを目的に、児童の生活の安定と能力の発達を援助し、地域における健全育成活動を助長します。	子育て支援課

主な課題

- 健やかに子どもを生み育てることは、貧困の予防になることから、妊婦一般健康診査を継続的に受診してもらい、必要時に医療機関等と連携していくことが求められます。
- 同居人に子どもを含む世帯も多く入居しているため、各入居者が生活しやすい住居になるよう努めていく必要があります。また、耐用年数を経過し、入居者を募集しなくなる団地が増え、入居できる人数が減ってくることが課題となっています。

(3) 就労支援

ア 施策の方向性

就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
ひとり親の就労相談	ひとり親家庭を対象に、就労相談、就労支援講習会、求職状況等の情報提供等を行い、自立に向けた就労を支援します。	子育て支援課
就労相談	毎週火曜日に就労支援員が就労相談するとともにハローワークと連携して本人の希望にあった就労先を紹介するなど就労支援を実施します。	福祉課
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を、また、修業期間終了時に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を支援して自立の促進を図ります。	子育て支援課

主な課題

- 親の就労により子どもが孤独になることがないよう、子育てにやさしい労働条件を企業に求めることも大切です。
- 就労支援する時には勤務地・職種など本人の希望に合った就労先を紹介していますが、採用の条件として自動車の免許資格の有無や学歴などにより就労に結びつかないケースがあります。
- 母子家庭等自立支援給付金事業は、お金を給付するだけでなく、資格取得を見守り応援する事業です。また、資格取得のために勉学する姿を見せることは、子どもにとっても大きな意味があります。意欲のある人が一人でも多く利用できるよう、制度の周知を行う必要があります。

(4) 経済的支援

ア 施策の方向性

各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに、自立に向けた支援を行っていきます。

イ 主な事業

事業名	事業の概要	担当課
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等について、医療費の一部を支給することにより、ひとり親及びその児童等の健康の保持及び増進、並びに家庭生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ります。 「三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例」等に基づき、医療費の一部を支給します。県内の医療機関は現物給付（窓口無料）、三豊市・観音寺市外の接骨院と県外医療機関は償還給付により助成します。 ・H23. 8～ 父子家庭の父親についても給付対象。 ・H28. 8～ 「福祉医療の優先順位＝重心医療＞ひとり親医療＞子ども医療」の対象者を、「15歳の年度末を越えた子ども」から「就学以降の子ども」に制度改正。	健康課
子ども医療費助成事業	子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに子育て世代の負担の軽減を図ります。 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の一部を支給します。県内の医療機関は現物給付（窓口無料）、三豊市・観音寺市外の接骨院と県外医療機関は償還給付により助成します。 ・H28. 8～ 「福祉医療の優先順位＝重心医療＞ひとり親医療＞子ども医療」の対象者を、「15歳の年度末を越えた子ども」から「就学以降の子ども」に制度改正。	健康課
生活保護支給	生活保護支給における教育扶助は、①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品②義務教育に伴って必要な通学用品③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの、について金銭給付を行います。	福祉課

事業名	事業の概要	担当課
児童手当支給事業	当事業は「家庭等における生活の安定」と「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する」ことを目的としており、児童1人につき、年齢や受給者が監護する子どもの数に応じて手当が支給されます【15,000円（3歳未満、3歳以上小学校卒業までの第3子以降）、10,000円（3歳以上小学校卒業までの第1・2子、中学生は一律）、5,000円（受給者が所得制限に該当する場合）】	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とします。	子育て支援課
遺児年金支給事業	父母または父母のどちらかが死亡した義務教育終了前のものを養育する保護者に対して、遺児1人につき年額12万円を支給し、遺児の健全育成を支援します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭及び寡婦等の自立や児童の健やかな育成を支援するため、修学資金等貸付（無利子）の受付事務を行います。	子育て支援課

主な課題

- ひとり親家庭の子どもの貧困率が高く、ひとり親家庭への支援施策の強化が求められています。病気やけがという緊急時の不安の解消、早期受診による重症化防止や経済的負担の軽減を図るため、引き続き支援が必要です。一方、現物支給化等に伴う安易な受診による医療費の増加が危惧されます。
- 子どもの病気やけがという緊急時の不安の解消、早期受診による重症化防止や経済的負担の軽減を図るため、引き続き支援が必要です。また、対象年齢（父母等が貧困状態にある子ども等）の引き上げなど助成制度の改善を検討します。一方、現物支給化等に伴う安易な受診による医療費の増加が危惧されます。
- 教育扶助において義務教育時の金銭的支援を実施していますが、貧困の連鎖を防ぐためには学力や生活支援を実施し自立に向けた支援を包括的にする必要があります。
- 児童手当法に基づき実施されている事業であり、対象者がもれなく申請できるよう、制度の周知・徹底に努め、市民課や健康課、各支所とも連携を図る必要があります。

第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節 地域全体で支える体制の構築

子どもの貧困は、当事者の心理的な要因もあり、目には見えにくい課題の1つとなっていますが、困難を抱える子どもやその保護者は日常生活の折々でシグナルを発しています。子どもが発するシグナルを的確に把握するため、行政だけではなく、学校や地域、民生委員・児童委員、医療機関、支援団体、社会福祉協議会などといった様々な関係機関が連携・協力体制を構築する必要があります。本市においても、三豊市全体で困窮状態にある子どもとその保護者を支援するため、各関係機関との連携を深めるとともに、情報共有を進めていきます。

第2節 広報・啓発の推進

本計画を推進するうえで、各事業の広報や啓発を推進し、必要な人が必要なサービスや制度を活用できるようにしていく必要があります。そのため、事業を担当している各課における広報や啓発はもとより、本計画を所管する子育て支援課の要請に応じて、子どもの貧困対策としてまとめた広報や啓発を適宜行っていくこととします。また、広報紙や市ホームページ等への掲載だけでなく、パンフレットの作成・配布や、SNS等の他の媒体の活用も含めて検討し、効果的な広報・啓発活動を推進します。

第3節 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

本計画の目的である「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」ことを具体的に進めていくためには、対象となる子どもや保護者だけでなく、経済的には問題がなくても、孤立しかけている（している）子どもも含めた対応が必要です。本市は、人口減少が進み、子どもの数も減少傾向で推移しています。夫婦共働きの家庭も増えており、核家族化も進行しています。保育所や幼稚園、学校等で過ごす時間以外では、友達や大人達と接する機会は限られており、一人で過ごす時間が増えていることが予想されます。

学校での勉強でわからないことがあった時に質問できる相手がいないことで、勉強に対する熱意をそいでしまったり、人と話したりすることでより広い世界を知る機会が相対的に少なくなってしまう可能性があります。

そのため、三豊市では、地域社会全体で子どもを見守り、育む取り組みを推進します。また、そのような取り組みを行う団体を積極的に支援し、子どもたちが「どうせ自分なんか」という言葉を言わず、夢や希望を持って成長できる社会をつくっていきたいと考えます。

子どもに関わるあらゆる支援団体やボランティア、地域、個人を巻き込んで、三豊市の子どもたちを考える会議をつくることなど、包括的な支援体制の構築につなげていきます。

第4節 子どもの居場所づくりなどの検討

近年、子どもの居場所づくりとして、「子ども食堂（子どもが一人でも安心して来られる無料または低額の食堂）」が全国的に開設されています。本市においては、「子ども食堂」の事例調査を進めるとともに、子どもの居場所として、どのような形態や場所、体制等がよいのか協議していくこととします。そして、単に施設を用意するだけでなく、学習支援や地域活動拠点としての機能等を検討していくとともに、資源の循環や再利用といった視点からフードバンクやリユースといった取組も含め、関係者と協議しながら開設に向けて検討していくこととします。

第5節 計画の進行管理

本計画の計画期間においても、国や県の施策・動向を注視しつつ、必要な見直しは随時行うものとします。また、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を捉えながら、各事業の見直し・改善を図るとともに、必要な調査等を行い、子どもの貧困の課題に資する施策の推進に努めます。

第6節 子どもの貧困に関する指標

下記の指標について、全国平均や香川県平均より悪い項目については、平均より良い数値を目指します。また、全国平均や香川県平均より良い項目については、維持または向上を目指します。

No.	指標	三豊市		香川県	全国
		現状値	平成34年度 (2022年度) 目標		
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	100.0% (H29.4.1現在)	維持	78.5% (H26.4.1現在)	91.1% (H26.4.1現在)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	0% (H29.4.1現在)	維持	2.1% (H26年度)	4.9% (H26.4.1現在)
3	生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	50.0% (H29.4.1現在)	向上	32.1% (H26.4.1現在)	31.7% (H26.4.1現在)
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率（中学校卒業後）	0.0% (H29.4.1現在)	維持	6.2% (H26.4.1現在)	2.0% (H26.4.1現在)
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後）	50.0% (H29.4.1現在)	向上		43.6% (H26.4.1現在)
6	生活保護世帯における子どもの数とその割合	24人 0.25% (H29.4.1現在)	減少	1,641人 1.05% (H25.7.1現在)	277,704人 1.39% (H25.7.1現在)
7	児童養護施設の子どもの高等学校等進学率			87.5% (H26.5.1現在)	97.2% (H26.5.1現在)

No.	指標	三豊市		香川県	全国
		現状値	平成34年度 (2022年度) 目標		
8	児童養護施設の子どもの大学等進学率			14.3% (H26.5.1現在)	22.6% (H26.5.1現在)
9	児童養護施設の子どもの就職率(中学校卒業後)			12.5% (H26.5.1現在)	1.3% (H26.5.1現在)
10	児童養護施設の子どもの就職率(高等学校卒業後)			85.7% (H26.5.1現在)	70.9% (H26.5.1現在)
11	ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭)	92.7% (平成29年度 現況届)	向上	90.5% (平成26年度香川県 ひとり親家庭等 実態調査)	80.6% (平成23年度全国 母子世帯等調査)
12	ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭)	95.5% (平成29年度 現況届)	向上	93.1% (平成26年度香川県 ひとり親家庭等 実態調査)	91.3% (平成23年度全国 母子世帯等調査)
13	児童扶養手当の受給資格者数、児童数、児童数の割合	498人(受給者) 786人(児童) 8.1% (H29.3.31現在)	-	9,506人(受給者) 14,578人(児童) 8.7% (H26.3.31現在)	1,073,790人(受給者) 1,620,606人(児童) 8.7% (H26.3.31現在)
14	スクールソーシャルワーカーの配置人数	1人 (平成29年度)	増員	29人 (平成26年度)	1,008人 (平成25年度)
15	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	100%	維持	100.0% (平成26年度)	49.2% (平成25年度)
16	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	100%	維持	100.0% (平成26年度)	85.9% (平成25年度)
17	毎年度の進級時における学校での就学援助制度の書類の配布	100%	維持	-	-
18	入学時における学校での就学援助制度の書類の配布	100%	維持	-	-
19	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率	313人9.9% (児童) 196人12.6% (生徒) (平成29年度)	減少	10,783人 13.31% (平成24年度)	1,552,023人 15.64% (平成24年度)

第7節 事業一覧

施策	基本施策	事業	担当課
(1)教育支援	①教育現場における総合的な子どもの貧困対策	確かな学力と豊かな心の育成	保育幼稚園課
		いじめ防止対策等の推進	学校教育課
		スクールカウンセラー事業	学校教育課
		スクールソーシャルワーカー事業	学校教育課
		障害児教育の充実	学校教育課 保育幼稚園課
	②就学前教育にかかる経済的負担の軽減	認可外保育施設保育料の軽減	保育幼稚園課
		幼稚園・保育施設の保育料の軽減	保育幼稚園課
	③就学支援の充実	就学援助費の支給	学校教育課
		子どもの学習支援事業	人権課
	④大学等進学に対する教育機会の提供	奨学資金の貸付	教育総務課
(2)生活支援	①保護者の生活支援	子どもの学習支援事業	福祉課
		自尊心を育てる人権教育事業	人権教育課
		養育支援訪問事業	子育て支援課
		子育て短期支援事業	子育て支援課
		子育て応援サービス券支給事業	子育て支援課
		子育てホームヘルプ事業	子育て支援課
		ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
		利用者支援事業	子育て支援課
		幼稚園での預かり保育	保育幼稚園課
		乳幼児期の教育・保育の充実	学校教育課 保育幼稚園課
		食育の推進	健康課
		地域子育て支援センター事業	子育て支援課
		つどいの広場事業	子育て支援課
		一時預かり事業	子育て支援課
		予防接種事業	子育て支援課
		三豊市愛育会	子育て支援課
		のびのび相談・こども相談	子育て支援課
		放課後児童クラブ事業	子育て支援課
	②子どもの生活支援	食育の推進	学校教育課
		子どもの居場所づくり推進事業	生涯学習課
		放課後子ども教室推進事業	生涯学習課
		食の提供と食育	学校教育課 保育幼稚園課
		学校給食の実施	学校給食課

施策	基本施策	事業	担当課
	③支援する人員の確保等	児童相談事業	子育て支援課
	④その他の生活支援	母子手帳交付及び保健指導事業	子育て支援課
		妊婦一般健康診査	子育て支援課
		乳幼児健康診査	子育て支援課
		良好な居住環境の整備	住宅課
		児童館管理運営事業	子育て支援課
(3)就労支援	ひとり親の就労相談		子育て支援課
	就労相談		福祉課
	母子家庭等自立支援給付金事業		子育て支援課
(4)経済的支援	ひとり親家庭等医療費支給事業		健康課
	子ども医療費助成事業		健康課
	生活保護支給		福祉課
	児童手当支給事業		子育て支援課
	児童扶養手当支給事業		子育て支援課
	遺児年金支給事業		子育て支援課
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		子育て支援課

第5章 資料

1 子どもの貧困対策の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職

のあつせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

（組織等）

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
 - 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
 - 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成25年度）
 - スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）
 - ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子家庭の就業率：80.6%（正規39.4% 非正規47.4%）
 - ・父子家庭の就業率：91.3%（正規67.2% 非正規8.0%）
 - 子供の貧困率 16.3%（平成24年度）
- など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学金給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えるものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成25年度）
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%（平成25年度）
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%（平成25年度）
- 生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後の進路：就職率 2.5% / 高等学校卒業後の進路：就職率 46.1%）（平成25年度）
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率（平成25年度）
 - （中学校卒業後：進学率 96.6%、就職率 2.1% / 高等学校卒業後：進学率 22.6%、就職率 69.8%）
- ひとり親家庭の子供の就職率（保育所・幼稚園）72.3%（平成23年度）
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率（中学校卒業後：進学率 93.9%、就職率 0.8% / 高等学校卒業後：進学率 41.6%、就職率 33.0%）（平成23年度）
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度）
- スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置（平成24年度）
- 就学援助制度に関する周知状況（平成25年度）
 - （毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%）
 - （入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%）
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）（平成25年度実績）
 - （無利子：予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% / 有利子：予約採用段階 100.0%、在学採用段階 100.0%）
- ひとり親家庭の親の就業率（平成23年度）
 - （母子家庭の就業率 80.6%（正規 39.4%、非正規 47.4%） / 父子家庭の就業率 91.3%（正規 67.2%、非正規 8.0%））
- 子供の貧困率 16.3%（平成24年度）
- 子供がいる現役世帯のうち一人が一人の貧困率 54.6%（平成24年度）

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障 / 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 / 地域による学習支援 / 高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実 / 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減 / 特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 / 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築 / 夜間中学校の設置促進 / 子供の食事・栄養状態の確保 / 多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援 / 保育等の確保 / 保護者の健康確保 / 母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援 / 食育の推進に関する支援 / ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 / 親の支援のない子供等への就労支援 / 定時制高校に通学する子供の就労支援 / 高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 / 相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等 / 住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 / 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 / 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

3 三豊市子どもの貧困対策検討委員会委員名簿

任期：H29. 6. 29～H31. 6. 28

	区分	氏名	備考
1	学識経験を有するもの	佐藤 友光子	四国学院大学教授
2	教育委員会の代表者	三好 覚 (大浦 茂)	三豊市教育委員
3	民生委員・児童委員の代表者	前田 昭文	三豊市民生委員児童員協議会連合会長
4	事業主団体の代表者	新延 修	三豊市商工会長
5	子どもの保護者	吉田 誉範	三豊市PTA連絡協議会長
6	福祉関係団体の代表者	藤川 豊明	三豊市社会福祉協議会事務局長
7	健康福祉部長	滝口 直樹	三豊市健康福祉部長
8	教育部長	前川 浩一	三豊市教育部長
9	市長が必要と認める者	小笠原 弘子	三豊市母子福祉連合会長
10	市長が必要と認める者	森田 浩文	三豊市小・中学校長会長
11	市長が必要と認める者	豊島 輝美	三豊保育研究会長
12	市長が必要と認める者	白川 啓子	三豊市幼稚園研究会長

※氏名欄の（ ）の方は、平成30年2月28日をもって任期満了につき途中交代。

順不同

みとよ子ども未来応援計画

発行年月 平成 30 年 3 月

発行 三豊市 健康福祉部 福祉事務所 子育て支援課

〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

TEL 0875-73-3016 FAX 0875-73-3023

URL <http://www.city.mitoyo.lg.jp/>